

「道の駅」設置主体の要件緩和について」に係る
国家戦略特区ワーキンググループからの指摘・確認事項

1. 特区要綱（案）における、「(略) 民間事業者が「道の駅」を構成する施設を設置する場合、「道の駅」の設置者(略)として扱うことができる。」との記載について、民間事業者が施設を新たに設置する場合に限らず、既存の「道の駅」の案内・サービス施設の設置者を公的主体から民間事業者に変更する場合であっても、民間事業者を設置者として扱うこととすること。

(回答)

- 特区要綱は、現行の「道の駅」登録・案内要綱と同様に、休憩施設等を「道の駅」として新たに登録するための要綱である。
- 今回の措置は、これまでのワーキンググループからの要請により、民間事業者のノウハウを活かしながら新たに「道の駅」を設置することについて検討し、各市町村への事前説明等を行い、特例措置として準備が整ったものである。既存の「道の駅」の設置者を変更することについては、これまで全く想定していないし、ワーキンググループでの議論でも全く取り上げられていない内容である。
- 既存の「道の駅」を対象に、設置者を公的主体から民間事業者に変更することは、特区において民間事業者のノウハウを活かした新たな「道の駅」の設置という観点とは相違するものであり、再度、一からの検討を行い、各市町村への事前説明等が必要となることから、まずは、新たに「道の駅」として登録する場合の措置を講ずることとしたい。
- なお、今治市に確認したところ、今治市が実施したい民間拡大の内容については、現行要綱で対応可能な内容であると聞いていることから、指摘事項について、どのようなニーズ及び必要性があるのか具体的な内容を示していただきたい。

2. 「区域計画の前提条件」に掲げられている内容については、内閣総理大臣による認定や関係行政機関の長の同意の前の条件とせず、区域計画の認定後、登録申請までに満たすべき条件とすること。

(回答)

- 民間事業者が市町村長と締結する「道の駅」の機能維持等に関する協定は、民間事業者が「道の駅」の設置者となるための前提となるものであり、市町村及び民間事業者が協定の内容について双方合意に至らない場合も考えられ、円滑な区域計画策定のためには、区域計画策定前に締結しておく必要がある。
- 道路法第24条に基づく道路管理者の承認は、「道の駅」にかかわらず、道路管理者以外の者が、施設の出入口部等の道路に関する工事を実施する場合に必要なものであり、工事に着手する前の計画段階において得ていなければならない。区域計画認定後とする場合、右折車線設置等の計画漏れ及びこれに伴う多大な工事費の計上漏れについて、民間事業者が認定後に認識し計画中止に至ることも想定されることから、円滑な区域計画策定のためには、区域計画策定前に得ておく必要がある。
- また、道路管理者の推薦は、現行要綱においても求めている要件であり、公序良俗の観点などから「道の駅」として案内するにふさわしくない場合は、道路管理者が推薦できない場合も考えられ、円滑な区域計画策定のためには、区域計画策定前に得ておく必要がある。
- 以上のとおりこれらを前提条件とすることで、国家戦略特別区域法第8条第7項第3号に関連する確認を認定前に行うことができ、認定後に不調となる可能性を回避し、円滑な区域計画の策定に資することができる。また、同法第8条第9項に基づく同意を求められる際に、当省が適合可否の確認をするためには、これらの前提条件の確認が必要である。

3. 特区要綱の当面の運用方針（案）では、「道の駅」の機能維持等に関する協定は「④災害等の緊急時には、「道の駅」を地域住民及び利用者の救助の観点で活用し、その他市町村の求めがある場合は、積極的に協力すること」について確約するものでなければならぬとされているが、協定に基づく協力に対する損失補償をどのように考えるか当ワーキンググループに対し説明すること。

（回答）

- 今般の熊本地震においても、「道の駅」は被災者の避難場所の提供、炊き出し、飲食料品や日用生活用品等の無料配給、自衛隊や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の支援基地、被災箇所情報の提供など、多様な役割を果たしている。
- こうした取組は、「道の駅」の設置者である市町村だけでなく、「道の駅」の管理・運営を行っている民間事業者の協力にて行われており、損失補償等の有無も含めて市町村において運用されている。
- 特区要綱に基づき民間事業者が「道の駅」の設置者となる場合、協定に基づく災害時の協力に対する損失補償についても、市町村又は民間事業者の実情に応じて市町村と民間事業者の間にて取り決めのうえ運用すべき事項であると考ええる。

4. 上記を踏まえた特区要綱及び特区要綱の当面の運用方針について、十分な時間的余裕をもって当ワーキンググループに対し案文（全体）を提示すること。

（回答）

- 特区要綱及び特区要綱の当面の運用方針について、別添のとおり提示する。

(案)

〇〇〇〇〇第〇〇号
平成〇〇年〇月〇日各地方整備局長 殿
北海道開発局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

国土交通省 道路局長

国家戦略特別区域に係る「道の駅」登録・案内要綱等の
取扱いについて

国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第2条第1項に定める国家戦略特別区域（以下「特区」という。）において、民間事業者が「道の駅」の設置者となる場合の「道の駅」登録・案内要綱について、下記のとおり定めたので通知する。

記

1. 「道の駅」登録・案内要綱の取扱い

特区において民間事業者が「道の駅」の設置者となる場合は、平成5年2月23日付け建設省道企発第19号「「道の駅」の登録及び案内について」及び平成14年3月29日付け国道企第152号「「道の駅」登録・案内要綱の一部変更について」にかかわらず、別添の国家戦略特別区域において民間事業者が設置者となる場合の「道の駅」登録・案内要綱（以下「特区要綱」という。）を適用するものとする。

2. 区域計画への位置付け

特区要綱に基づき、民間事業者が「道の駅」の設置者となる場合、あらかじめ、特区法第7条第1項に定める国家戦略特別区域会議（以下「区域会議」という。）が、事業の名称、内容、実施場所及び実施主体となる民間事業者を区域計画（特区法第8条第1項に規定するものをいう。以下単に「区域計画」という。）に定め、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

3. 協定の締結

区域会議が区域計画に定めようとする場合、特区要綱に基づく市町村長と民間事業者による協定をあらかじめ締結していなければならない。

4. 道路管理者の承認

区域会議が区域計画に定めようとする場合、「道の駅」の設置者となる民間事業者は、設置する施設に接する道路の道路管理者から、道路法第24条に基づく承認をあらかじめ受けなければならない。

5. 道路管理者の推薦

区域会議が区域計画に定めようとする場合、登録申請者となる市町村長は、設置する施設に接する道路の道路管理者から、当該施設が「道の駅」として案内するにふさわしいものであるとする推薦をあらかじめ得なければならない。

(案)

〇〇〇〇〇第〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

各都道府県知事 殿
各政令指定市長 殿

国土交通省 道路局長

国家戦略特別区域に係る「道の駅」登録・案内要綱等の
取扱いについて

国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第2条第1項に定める国家戦略特別区域（以下「特区」という。）において、民間事業者が「道の駅」の設置者となる場合の「道の駅」登録・案内要綱について、下記のとおり定めたので通知する。

については、貴管下市町村に対しこの旨を周知するとともに、地域の創意工夫による質の高い「道の駅」の設置及び登録が推進されるよう特段の配慮をお願いする。

記

1. 「道の駅」登録・案内要綱の取扱い

特区において民間事業者が「道の駅」の設置者となる場合は、平成5年2月23日付け建設省道企発第19号「「道の駅」の登録及び案内について」及び平成14年3月29日付け国道企第152号「「道の駅」登録・案内要綱の一部変更について」にかかわらず、別添の国家戦略特別区域において民間事業者が設置者となる場合の「道の駅」登録・案内要綱（以下「特区要綱」という。）を適用するものとする。

2. 区域計画への位置付け

特区要綱に基づき、民間事業者が「道の駅」の設置者となる場合、あらかじめ、特区法第7条第1項に定める国家戦略特別区域会議（以下「区域会議」という。）が、事業の名称、内容、実施場所及び実施主体となる民間事業者を区域計画（特区法第8条第1項に規定するものをいう。以下単に「区域計画」という。）に定め、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

3. 協定の締結

区域会議が区域計画に定めようとする場合、特区要綱に基づく市町村長と民間事業者による協定をあらかじめ締結していなければならない。

4. 道路管理者の承認

区域会議が区域計画に定めようとする場合、「道の駅」の設置者となる民間事業者は、設置する施設に接する道路の道路管理者から、道路法第24条に基づく承認をあらかじめ受けなければならない。

5. 道路管理者の推薦

区域会議が区域計画に定めようとする場合、登録申請者となる市町村長は、設置する施設に接する道路の道路管理者から、当該施設が「道の駅」として案内するにふさわしいものであるとする推薦をあらかじめ得なければならない。

**国家戦略特別区域において民間事業者が設置者となる場合の
「道の駅」登録・案内要綱（案）**

（目的）

1. この要綱は、一定水準以上のサービスを提供できる休憩施設を「道の駅」として登録し広く案内することにより、道路利用者の利便性の向上と施設の利用促進を図り、安全で快適な道路交通環境の形成並びに地域の振興に寄与することを目的とする。

（「道の駅」の基本コンセプト）

2. 本要綱において、「道の駅」とは、地域の創意工夫により道路利用者に快適な休憩と多様で質の高いサービスを提供する施設で、基本として次ぎに掲げるサービス等を備える施設をいう。

<設置位置>

- イ. 休憩施設としての利用しやすさや、「道の駅」相互の機能分担の観点から、適切な位置にあること

<施設構成>

- ロ. 休憩目的の利用者が無料で利用できる十分な容量の駐車場と清潔な便所を備えるとともに、それらの施設及び施設間を結ぶ主要な歩行経路のバリアフリー化が図られていること
- ハ. 利用者に多様なサービスを提供する施設であって、道路及び地域に関する情報を提供する案内所又は案内コーナーがあるもの（以下「案内・サービス施設」という。）が備わっていること

<提供サービス>

- ニ. 駐車場・便所・電話は24時間利用可能であること
- ホ. 案内・サービス施設には、原則として案内員を配置し、親切な情報提供がなされること

<設置者>

- ヘ. 道路利用者に安全で快適な道路交通環境を提供し地域の振興に寄与することを目的とした施設として、民間事業者が「道の駅」を構成する施設を設置する場合、「道の駅」の設置者（以下「道の駅」の設置者である民間

事業者を単に「民間事業者」という。)として取り扱うことができる。ただし、同施設の所在地の市町村(以下「市町村」という。)の長(以下「市町村長」という。)と、あらかじめ「道の駅」の機能維持等に関する協定を締結しなければならない。

＜配慮事項＞

- ト. 女性・年少者・高齢者・身障者など様々な人の使いやすさに配慮されていること
- チ. 施設設計は景観に十分配慮し、特に景勝地にあつては、地域の優れた景観を損なうことのないよう計画されていること
- リ. 「道の駅」を構成する全ての施設(駐車場、便所、休憩施設、情報提供施設を含む)は、市町村の意見を配慮し、民間事業者が設置すること

(登録の申請)

3. 市町村長は、前条の「道の駅」の基本コンセプトに適合する民間事業者が設置する施設を「道の駅」として登録申請することができる。

登録申請にあつては、登録申請書(別記第1号様式)に次の書類を添えて、当該施設近傍の地方整備局(北海道においては北海道開発局、沖縄県においては沖縄総合事務局)を経由し、これを道路局長に提出するものとする。

- イ. 申請に係わる施設の位置図及び配置図
- ロ. 道路管理者が当該施設を「道の駅」として案内するにふさわしいものであるとして推薦する資料
- ハ. 事業計画等供用開始の予定を明らかにする資料
ただし、既に供用中の場合にあつては、その旨を示す資料
- ニ. 市町村長が民間事業者を「道の駅」設置者としてふさわしいものであるとして推薦する資料
- ホ. 市町村長が民間事業者と締結した協定書の写し

(登録証の交付等)

4. 道路局長は、申請にもとづき、登録簿に登録し、市町村長に登録証(別記第2号様式)を交付するものとする。

(供用開始の届け出)

5. 「道の駅」の登録を受けた者(以下「道の駅」登録者」という。)は、施

設を供用する1か月以上前に道路局長に届け出るものとする。

(登録内容の変更の届け出)

6. 「道の駅」登録者は、登録申請の内容に変更（軽微な変更は除く）があったときには、遅滞無く道路局長に届け出なければならない。

(「道の駅」の案内)

7. (1) 民間事業者は、別図に示す標章を用いて施設の案内を行うとともに、登録証を施設内に見やすいように掲示するものとする。
- (2) 道路局長は、「道の駅」の登録及び供用の状況等に関し、道路利用者への広報に努めるとともに、関係道路管理者は、別図に示す標章を用いた「道の駅」の案内等に協力するものとする。

(遵守義務)

8. 民間事業者は、市町村長と締結した協定書のほか、次の事項を遵守し、利用者への良好なサービスの確保に努めなければならない。また、市町村長は、民間事業者が次の事項を遵守するように指導しなければならない。

- イ. 施設全体、特に便所について常に安全で快適な利用が可能となるよう適切な維持管理を行うこと
- ロ. 道路管理者の行う道路に関する情報の収集・提供に協力すること
- ハ. 案内員に対する研修等を行い、提供する情報の質の向上につとめること
- ニ. 全体の機能と魅力を高めるため、相互に連携し、協力すること

(登録の取り消し)

9. 道路局長は、登録された「道の駅」が内容の変更により2の各号に該当しないと認められるに至った場合、または民間事業者が8の義務を遵守せず、「道の駅」として案内することが適切でないと認められるに至った場合は、当該施設の登録を取り消すことができる。

別記第1号様式

登 録 申 請 書
 供 用 届
 登 録 事 項 等 変 更 届
 平 成 年 月 日

道 路 局 長 殿
 経 由

登録申請者：（市町村長の氏名）

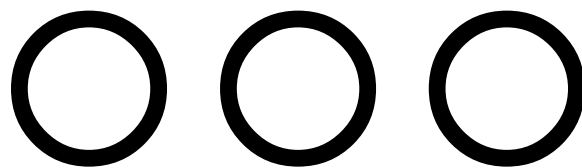
印

下記のとおりに「道の駅」登録・案内要綱に基づき関係資料を添えて 登録を申請
 供用の届出を します。
 変更の届出を

登録番号※	登録第	号	登録年月日	平成	年	月	日
「道の駅」の名称							
「道の駅」の所在地							
「道の駅」の設置者							
接する道路の路線名				道路管理者			
施設とサービスの概要							
「道の駅」の電話番号				駅長氏名			
駐車台数	台			トイレ器数	器		
供用年月日	平成 年 月 日 予定						

注) ※の箇所は、登録申請書の場合には記入しないこと。

登録証 道の駅



住所：○○○○○○○○○○○○
登録 ○○○号

上は平成○○年○○月○○日付け道路局長通達による『道の駅』の登録を受けたことを証する。

平成○○年○○月○○日

国土交通省 道路局長

別 図



(案)

〇〇〇〇〇第〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

各地方整備局
北海道開発局
沖縄総合事務局

「道の駅」担当課長 殿

国土交通省道路局企画課
道路事業調整官

国家戦略特別区域において民間事業者が設置者となる場合の
「道の駅」登録・案内要綱の当面の運用方針について

平成〇年〇月〇日付け〇〇〇〇〇〇第〇〇号「国家戦略特別区域に係る「道の駅」登録・案内要綱等の取扱いについて」における『国家戦略特別区域において民間事業者が設置者となる場合の「道の駅」登録・案内要綱』に関して、当面の運用方針を別添のとおり定めたので通知する。

なお、国家戦略特別区域において民間事業者が「道の駅」の設置者となる場合は、平成5年2月23日付け建設省道事発第2号「「道の駅」登録・案内要綱の当面の運用方針について」及び平成14年3月29日付け国道企第153号「「道の駅」登録・案内要綱の当面の運用方針の一部変更について」を、適用しないものとする。

(案)

〇〇〇〇〇第〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

各都道府県 「道の駅」担当課長 殿
各政令指定市 「道の駅」担当課長 殿

国土交通省道路局企画課
道路事業調整官

国家戦略特別区域において民間事業者が設置者となる場合の
「道の駅」登録・案内要綱の当面の運用方針について

平成〇年〇月〇日付け〇〇〇〇〇〇第〇〇号「国家戦略特別区域に係る「道の駅」登録・案内要綱等の取扱いについて」における『国家戦略特別区域において民間事業者が設置者となる場合の「道の駅」登録・案内要綱』に関して、当面の運用方針を別添のとおり定めたので通知する。

なお、国家戦略特別区域において民間事業者が「道の駅」の設置者となる場合は、平成5年2月23日付け建設省道事発第2号「「道の駅」登録・案内要綱の当面の運用方針について」及び平成14年3月29日付け国道企第153号「「道の駅」登録・案内要綱の当面の運用方針の一部変更について」を、適用しないものとする。

については、この旨を貴管下市町村に周知されたい。

国家戦略特別区域において民間事業者が設置者となる場合の
「道の駅」登録・案内要綱の当面の運用方針（案）

＜施設構成＞

1. 十分な容量の駐車場とは、交通量・立地条件・施設内容等に応じて利用需要に対応できると認められるもので、駐車台数概ね20台（大型車用は2台分に換算）以上のものとする。
2. 十分な容量をもつ清潔な便所とは、水洗式便所で駐車場の規模に応じて利用需要に対応できると認められるもので、便器数が概ね10器以上のものとする。
3. 歩行経路以外についても、バリアフリー化に極力努めること。
4. 案内・サービス施設は駐車場から徒歩で2～3分以内に位置しており、一体的に利用可能であること。

＜提供サービス＞

5. 利用者数の著しく少ない施設で、案内・サービス施設に案内員を配置することが困難な場合は、電話等により道路及び地域に関する問い合わせに応じられる体制が整っていること。
6. 情報提供にあたっては、利用者に情報を提供するのに必要な空間を適切な場所に確保し、以下に掲げる情報を含めて積極的に行うこと。
 - (1) 道路情報及び近隣の「道の駅」情報
 - (2) 近隣地域まで含めた観光情報
 - (3) 緊急医療情報
 - (4) その他利用者の利便に供する情報

＜設置者＞

7. 「道の駅」の機能維持等に関する協定とは、民間事業者が以下の①から⑥の内容について市町村長に確約するものでなければならない。
 - ① 「道の駅」の管理及び運営について、「道の駅」として必要なサービスを確保するための措置を講ずること

- ② 「道の駅」として有すべき機能の維持及び改善等について責任を持って実施すること
- ③ 「道の駅」の管理及び運営等の状況について、定期的かつ市町村の求めに応じて報告すること
- ④ 災害等の緊急時には、「道の駅」を地域住民及び利用者の救助の観点で活用し、その他市町村の求めがある場合は、積極的に協力すること
- ⑤ 福祉、防災、観光、文化、地域経済など当該地域の課題解決に向けた市町村の求めに対して積極的に協力すること
- ⑥ 民間事業者の事由により、「道の駅」の事業継続が困難となる場合の取扱いに関すること

8. 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条の欠格事由に該当する民間事業者を「道の駅」の設置者とすることはできない。

＜「道の駅」の案内＞

9. 「道の駅」の標章を用いて案内板を設置する際は、当該「道の駅」の機能について別添の図記号を用いて併せて表示すること。

また、機能表示がない設置済みの案内板についても、案内板の更新等の際に機能表示を行うこと。

案内板、ホームページ、携帯電話等に使用するピクトグラム記号

	「道の駅」該当施設	ピクトグラム記号名	ピクトグラム記号	表示の考え方
1	駐車場	駐車場		「道の駅」登録案内要綱に基づく駐車場が設置されていること
2	お手洗い	お手洗い		「道の駅」登録案内要綱に基づくトイレが設置されていること
3	身障者トイレ、身障者駐車マス、スロープ	身障者用設備		身障者用のトイレ、駐車マス、スロープ等が設置されていること
4	電話	電話		「道の駅」登録案内要綱に基づく電話が設置されていること
5	特産物販売所等	店舗、売店		随時、特産物等を販売するための店舗、売店の施設があること
6	レストラン	レストラン		レストランがあり、食事が可能なこと
7	喫茶、軽食	喫茶、軽食		レストランはないが、喫茶、軽食が可能であること
8	無料休憩所	休憩所		無料の休憩所(施設)があること
9	情報コーナー、観光案内所等	道路情報 観光情報 医療情報 その他情報 情報コーナー		情報コーナーや観光案内所が設置されていて、情報案内人や情報端末等により道路情報、医療情報、観光情報、その他情報の情報提供が可能であること
10	公園、子供広場	公園		公園や子供広場があること
11	ベビーベット等	乳幼児用設備		ベビーベット等の乳幼児用設備があること
12	展望台	展望地		展望台設備があること
13	博物館、美術館等	博物館、美術館		博物館や美術館等の歴史文化施設があること
14	温泉	温泉		温泉施設があること
15	運動場	スポーツ活動		運動場等運動施設があり各種のスポーツ活動が可能であること
16	宿泊施設	宿泊施設		宿泊施設があること
17	キャンプ場、オートキャンプ場	キャンプ場		キャンプ場、オートキャンプ場があること
18	ガソリンスタンド	ガソリンスタンド		ガソリンスタンドがあること
19	シャワー	シャワー		シャワー施設があること
20	ファックス	ファックス		FAXの利用が可能であること
21	ポスト	郵便		ポストがあること
22	体験工房、体験農園、特産物加工所、劇場舞台	体験施設		体験工房、体験農園、特産物加工所、劇場舞台等の体験施設があり体験が可能であること。
23	マリーナ	マリーナ		ヨット・モーターボートなどの小型船舶が碇泊する港があること

使用上の注意

・図記号によって誘導方向や設置環境に応じて左右を反転させたり図と地の色の関係を反転して使用することも可能である。

○ 現行：「道の駅」登録・案内要綱（道路局長通達）

設置者：市町村又はそれに代わり得る公的な団体

○ 国家戦略特別区域における特例（案）（道路局長通達）

国家戦略特別区域において、民間事業者が「道の駅」の設置者となる場合の「道の駅」登録・案内要綱を制定

国家戦略特別区域における特例（案）の内容

区域計画の前提条件

- 民間事業者は、市町村長と「道の駅」の機能維持等に関する協定を締結すること。
- 民間事業者は、道路管理者から道路法第24条※に基づく承認を得ること。
- 市町村長は、道路管理者から「道の駅」として案内するにふさわしいものであるとする推薦を得ること。

内閣総理大臣
による認定

関係行政機関の長
(国土交通大臣)
の同意

「道の駅」設置者の特例

- 市町村長は、民間事業者が設置する施設を「道の駅」として登録申請することができる。

■ 民間事業者が設置する施設

- ・道路利用者に安全で快適な道路交通環境を提供し地域の振興に寄与することを目的とした施設。
- ・民間事業者のノウハウを活かして、駐車場、便所、休憩施設、情報提供施設を含む全ての施設を設置。

特区要綱の当面の運用方針（案）（別途通達）

※ 道路法第24条（道路管理者以外の者の行う工事）

道路管理者以外の者は、…道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。（略）

特区要綱（案）〔抜粋〕

<設置者>

- 道路利用者に安全で快適な道路交通環境を提供し地域の振興に寄与することを目的とした施設として、民間事業者が「道の駅」を構成する施設を設置する場合、「道の駅」の設置者（以下「道の駅」の設置者である民間事業者を単に「民間事業者」という。）として扱うことができる。ただし、同施設の所在地の市町村（以下「市町村」という。）の長（以下「市町村長」という。）と、あらかじめ「道の駅」の機能維持等に関する協定を締結しなければならない。

特区要綱の当面の運用方針（案）〔抜粋〕

<設置者>

- 「道の駅」の機能維持等に関する協定とは、民間事業者が以下の①から⑥の内容について市町村長に確約するものでなければならない。
 - ① 「道の駅」の管理及び運営について、「道の駅」として必要なサービスを確保するための措置を講ずること。また、サービス内容については、市町村の同意を得たものに限る。
 - ② 「道の駅」として有すべき機能の維持及び改善等について責任を持って実施すること
 - ③ 「道の駅」の管理及び運営等の状況について、定期的かつ市町村の求めに応じて報告すること
 - ④ 災害等の緊急時には、「道の駅」を地域住民及び利用者の救助の観点で活用し、その他市町村の求めがある場合は、積極的に協力すること
 - ⑤ 福祉、防災、観光、文化、地域経済など当該地域の課題解決に向けた市町村の求めに対して積極的に協力すること
 - ⑥ 民間事業者の事由により、「道の駅」の事業継続が困難となる場合の取扱いに関すること
- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条の欠格事由に該当する民間事業者を「道の駅」の設置者とすることはできない。